

犬が放し飼いにされていて怖いとの苦情も多く寄せられています。県の条例により飼い犬のけい留（鎖等）でつなぐ、おりに入れる）が義務付けられています。たとえおとなしい犬でも、放し飼いにし、人やほかの犬にかみつくと危険性があります。

また、まわりには犬が苦手な人もいます。放し飼いは絶対にやめましょう。

野良犬、野良猫に安易にエサを与えないで

野良犬や野良猫に安易にエサをあげると、そこに住みつき、畑を荒らしたり、人に危害を加える危険性があります。

また、犬や猫のフンなどによる衛生上の問題もあります。

実際に、「野良犬、野良猫が庭先にフンをして困っている」「畑を荒らされて困っている」など、苦情が多く寄せられています。

自分が責任をもって飼うことができないのであれば、野良犬や野良猫にエサをあげるのはやめましょう。

▼問

住民課 生活環境グループ
☎ 62・2147

9月1日(火)〜10日(木)は「屋外広告物適正化旬間」です

三春町では、まちの美観や自然環境を守るため、「はり紙、はり札、立看板、広告塔」などの屋外広告物の設置に関して、福島県屋外広告物条例に基づいて屋外広告物を表示できる場所や、大きさなどを定めています。

屋外広告物の設置には許可が必要になりますので、事前に町へ相談し、規制の内容について確認してください。

また、県内で屋外広告業を営むためには、事前に知事の登録を受ける必要があります。

屋外広告物の表示のルールを守り、美しいまちづくりを進めましょう。

▼問

建設課 都市グループ
☎ 62・2113

福島県地方事務局と福島県土地家屋調査士会では、連携して境界問題の解決を支援します

◆筆界特定制度（筆界を明確にします）

- ・法務局の職員が専門家の意見を踏まえて、申請者等の意見に拘束されず、真実の筆界を特定します。
- ※明渡しなど、所有権に

関する問題を直接解決することはできません。

◆土地家屋調査士会ADR制度（境界問題全般を解決します）

- ・土地家屋調査士および弁護士が相談・調停を行い、柔軟に問題解決のお手伝いをします。

▼問

筆界特定制度・福島地方
法務局不動産登記部門
☎ 024・534・2048
土地家屋調査士会ADR
制度・境界紛争解決支援
センターふくしま
☎ 024・535・3937

年金

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

昨年4月から、出産前後期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早目のお届けをお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホームページから印刷するか、住民課の窓口または年金事務所に備え付けてありますので、ご相談ください。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

▼問

住民課 住民グループ
☎ 62・8126
郡山年金事務所
☎ 024・932・3434

募集

令和3年度「児童福祉週間」標語の募集について

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日〜5月11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。令和3年度の児童福祉週間に向けて、その象徴となる標語を募集します。詳細については、（公財）児童育成協会のホームページを御参照いただくか、下記お問い合わせ先まで御照会ください。

■募集期間
令和2年9月1日（火）〜10月20日（火）

※郵送の場合は、当日消印有効。

■募集内容
子どもたちを応援する標語や、未来に向けての子どもたちからのメッセージとなる標語。

■主催者
厚生労働省
（社福）全国社会福祉協議会（公財）児童育成協会

▼問

公財団法人 児童育成協会「標語募集」係
☎ 03・5357・1174
FAX 03・5357・1809

三春町ホームページ 広告主募集中!

詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

▼広告掲載料
1か月につき1万円

※連続12回 20万円

▼申込・問
総務課文書情報グループ
☎ 62・8125
FAX 61・1110